



26消第776号
平成27年1月6日

一般社団法人愛媛県L Pガス協会長 様

愛媛県県民環境部長



液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対する降積雪期における
防災態勢の強化の要請について

このことについて、経済産業大臣から別添（写）のとおり通知がありました
ので、貴協会会員への指導をよろしくお願いします。

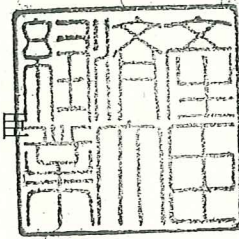
担当
愛媛県県民環境部防災局
消防防災安全課 保安係 富士
TEL : 089-912-2320

経 済 産 業 省

20141215 商 第 18 号
平成26年12月22日

愛媛県知事 殿

経済産業大臣



液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対する降積雪期における
防災態勢の強化等の要請について

上記の件について、液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対して所要の対応を求めることとしましたので、貴職へも通知します。



経済産業省

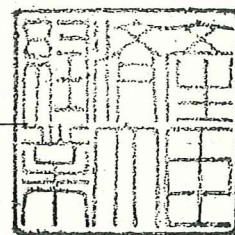
20141215商第18号

平成26年12月22日

一般財団法人全国LPガス保安共済事業団

理事長 後藤 庄樹 殿

経済産業大臣 宮沢 洋



液化石油ガス販売事業者等に対する降積雪期における防災態勢の強化等の要請について

経済産業省は、平成26年12月8日付け中防災第30号をもって、中央防災会議会長から、降積雪期における防災態勢の強化等についての指導要請を受けましたので、液化石油ガス販売事業者及び保安機関（以下「事業者等」という。）に対し、所要の対応を要請することとしました。

つきましては、貴傘下の各事業者等に対して、別紙を踏まえた下記の対応を要請するようお願いいたします。

記

1. 降積雪に係る気象情報等に注意を払い、検針、容器交換及び定期点検等の際に供給設備周辺の積雪状況の把握に努め、積雪、落雪及び雪下ろし等除雪に起因した供給設備等の破損に十分留意するとともに、破損が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すこと。その際、必要に応じて他の事業者等と協力体制を適切に構築すること。
2. 給湯器等の給排気筒等への積雪に起因した破損又は閉塞により一酸化炭素中毒が発生する恐れがあるため、一般消費者等に対して、機器の点検及び換気等に十分注意するよう周知する等の対策を適切に実施すること。

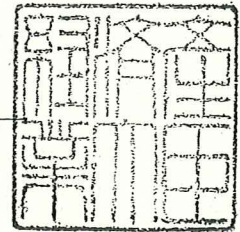
経 済 産 業 省

20141215商第18号

平成26年12月22日

一般社団法人全国LPガス協会
会長 北嶋 一郎 殿

経済産業大臣 宮沢 洋



液化石油ガス販売事業者等に対する降積雪期における防災態勢の強化等の要請について

経済産業省は、平成26年12月8日付け中防災第30号をもって、中央防災会議会長から、降積雪期における防災態勢の強化等についての指導要請を受けましたので、液化石油ガス販売事業者及び保安機関（以下「事業者等」という。）に対し、所要の対応を要請することとしました。

つきましては、貴傘下の各事業者等に対して、別紙を踏まえた下記の対応を要請するようお願いいたします。

記

1. 降積雪に係る気象情報等に注意を払い、検針、容器交換及び定期点検等の際に供給設備周辺の積雪状況の把握に努め、積雪、落雪及び雪下ろし等除雪に起因した供給設備等の破損に十分留意するとともに、破損が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すこと。その際、必要に応じて他の事業者等と協力体制を適切に構築すること。
2. 給湯器等の給排気筒等への積雪に起因した破損又は閉塞により一酸化炭素中毒が発生する恐れがあるため、一般消費者等に対して、機器の点検及び換気等に十分注意するよう周知する等の対策を適切に実施すること。

経 済 産 業 省

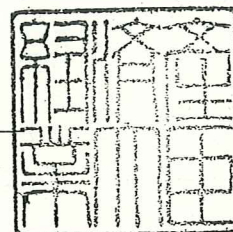
20141215商第18号

平成26年12月22日

日本液化石油ガス協議会

会長 川本 武彦 殿

経済産業大臣 宮沢 洋



液化石油ガス販売事業者等に対する降積雪期における防災態勢の強化等の要請について

経済産業省は、平成26年12月8日付け中防災第30号をもって、中央防災会議会長から、降積雪期における防災態勢の強化等についての指導要請を受けましたので、液化石油ガス販売事業者及び保安機関（以下「事業者等」という。）に対し、所要の対応を要請することとしました。

つきましては、貴傘下の各事業者等に対して、別紙を踏まえた下記の対応を要請するようお願いいたします。

記

1. 降積雪に係る気象情報等に注意を払い、検針、容器交換及び定期点検等の際に供給設備周辺の積雪状況の把握に努め、積雪、落雪及び雪下ろし等除雪に起因した供給設備等の破損に十分留意するとともに、破損が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すこと。その際、必要に応じて他の事業者等と協力体制を適切に構築すること。
2. 給湯器等の給排気筒等への積雪に起因した破損又は閉塞により一酸化炭素中毒が発生する恐れがあるため、一般消費者等に対して、機器の点検及び換気等に十分注意するよう周知する等の対策を適切に実施すること。

中 防 災 第 30 号

平成 26 年 12 月 8 日

各指定行政機関の長
各指定公共機関の代表 殿

中央防災会議会長

(内閣総理大臣)

安倍 晋 三

降積雪期における防災態勢の強化等について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に尽力されているところであるが、依然として毎年災害による犠牲者が発生している状況にある。

近年の降積雪期における被害をみると、毎年人的被害が発生している。平成 18 年豪雪において 152 名に上る多数の死者が発生したことを始めとして、昨冬期も大雪、暴風雪等により、死者 95 名、重傷者 592 名等の人的被害が発生するとともに、住家被害や、電力、ガス、水道等ライフラインの被害、交通障害、農林水産業への被害等が発生した。特に、関東甲信地方では、普段雪害が少ない地域において、平成 26 年 2 月 14 日からの記録的な大雪により、道路、鉄道等の交通機能が麻痺し、多数の孤立集落が発生した。また、ドライバーの冬装備が十分でなかったこと等の要因により、多数の立ち往生車両が発生し、これによる除雪作業等の遅れが問題となったところである。

豪雪地帯では、高齢化及び過疎化が進み、除雪の担い手となる建設業者等も減少していることもあり、被害の増加につながっている面があることに注意が必要である。また、特に普段雪害が少ない地域においては、昨冬期の大雪による教訓を踏まえ、初動体制や除雪体制の整備、住民、ドライバー等への的確な情報提供、要配慮者への対応、孤立のおそれがある地域に対する対策等に十分留意する必要がある。

また、今年については、豪雪地帯ではない地域も含め、既に局地的に大規模な降雪があり、地域によっては死者や孤立集落が発生するなどの被害が生じているところである。例年にも増して注意・警戒して取組を行う必要があると考えられる。

これらを踏まえ、これから本格的な降積雪期を迎えるに当たり、人命の保護を第一とした防災態勢の一層の強化を図るべく、下記の点に留意した取組を行うとともに、本年 11 月に災害対策基本法が改正・施行され、道路管理者による緊急通行車両の通行を確保するための立ち往生車両・放置車両対策の強化が図られたこ

と及び同法の改正や本年2月の豪雪による教訓等を踏まえて防災基本計画が修正されたことを踏まえ、本措置の適切な運用をお願いする。

また、以上について、貴管下関係機関に対し、周知徹底をお願いする。

記

1. 大雪、暴風雪等の発生に備えた災害初動体制の確立等

(1) 総合的な防災体制の確立

国、都道府県、市町村、関係団体及び住民が一体となった総合的な防災体制の確立を図ること。具体的には、大雪、暴風雪等により、大きな被害が予測される場合においては、指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関は、地方公共団体に事前に情報連絡要員を派遣する等連携を強化すること。また、救援及び要救助者の位置情報提供等の要請があった場合には、迅速かつ的確に対応できるようあらかじめ体制を整備すること。

なお、大雪、暴風雪等が予想される場合には、特別警報の発表を待つことなく、気象情報、注意報及び警報を活用して、職員の参集等による災害即応体制を確保した上、早めの対応をとること。

(2) 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

気象庁が発表する大雪特別警報、暴風雪特別警報、大雪警報、暴風雪警報、大雪注意報、風雪注意報、なだれ注意報、大雪に関する気象情報等の防災気象情報、大雪に関する異常天候早期警戒情報、1か月予報等による長期的な降雪量予報等（以下「防災気象情報等」という。）や降積雪の状況等に注意を払うとともに、必要な場合には、これらの情報を住民その他必要な連絡先に伝達し、大雪、暴風雪等が予想される場合等に外出を避けること等について注意喚起すること。

また、情報の伝達に当たっては、地域の実情に応じ、防災行政無線、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や広報車、コミュニティFM、インターネット（ホームページ、SNS等）等の多様な情報伝達手段の活用を促進すること。

(3) 適切な道路管理及び交通対策

集中的な降雪、暴風雪等により走行不能となる車両が発生した又は発生する恐れがある場合等における早期通行止めによる連鎖的滞留の防止、道路管理者相互や関係機関の間で通行止めの措置や除排雪状況等に関する情報共有等の適切な道路管理及び交通対策を実施すること。また、雪崩防止施設等の巡視・点検の徹底により、道路交通の安全確保を図ること。

さらに、降積雪によって立ち往生車両や放置車両が発生した場合の対応については、本年11月に災害対策基本法が改正・施行され、その対策の強化が図られたところであり、管理する道路において、緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要性がある場合には、必要に応じて同法第76条の6の規定

等を活用して、迅速に立ち往生車両の移動等の措置を講じること。

(4) 関係業界から除排雪に係る協力を確保する取組の推進

大雪に対する除排雪の担い手確保のため、所管省庁は、発注工事等の一時的な中断等関係事業者が除排雪作業を迅速に行えるよう、地方支分部局に
関係事務の弾力的な運用を促す等の取組を推進すること。また、関係業界
と連携し、広域的な除排雪の体制の整備を推進すること。

(5) ライフライン事業者及び鉄道事業者等の警戒体制の強化

ライフライン事業者及び鉄道事業者等は、大雪、暴風雪等による障害発生
の未然防止に努めるとともに、大雪、暴風雪等による障害が発生した際に
迅速な対応ができるよう警戒体制を構築すること。また、ライフライン事
業者等の所管省庁は、ライフライン事業者等に警戒体制の強化を促すこ
と。

(6) 災害救助法の適用

住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがある場合には、必要に応じて
都道府県知事の判断により災害救助法を適用することも可能であることを
周知すること。

なお、災害救助法を適用した際、応急救助の一環で、障害物の除去として
実施した家屋の雪下ろしの費用については、国庫補助の対象となり得る。

2. 大雪、暴風雪等における住民等に対する普及啓発等

大雪、暴風雪等における住民等に対する普及啓発、注意喚起等について、下
記事項の取組を行うこと。

(1) 在宅時の安全な過ごし方等について

大雪、暴風雪等が予想される場合に外出を避けること、懐中電灯、携帯ラ
ジオ、食糧、飲料水等を準備すること、FF式暖房機の給排気口付近の除雪
状況を確認すること等について普及啓発を促進すること。

また、要配慮者の安全確保について、特に配慮すること。

(2) 車両の運転等について

大雪、暴風雪等が予想される場合には、できる限り車両の運転は避けるこ
と。また、やむを得ず車両を運転する場合は、事前の気象情報、道路情報等
の確認、車両の点検整備の確実な実施、防寒着、長靴、手袋、カイロ、スコ
ップ、牽引ロープ、飲料水、非常食等の準備、道路状況に応じた無理のない
運転、スタッドレスタイヤやタイヤチェーンの早期装着、暴風雪の際の早期
避難、車両の走行不能時の早期の救助依頼、車両内での待機、マフラーの定
期的除雪、適切な換気による一酸化炭素中毒の防止、立ち往生してやむを得
ず車を離れる場合にはドアをロックせず、キーを車内の分かりやすい場所に
残すこと等が重要であることについて、車両運転者、関係団体等への普及啓
発活動を促進すること。なお、本格的な降積雪期を迎えるに当たって広く周
知するのみならず、大雪が予想される場合にも改めて上記のことの周知を行

うようにすること。

(3) 防災気象情報等の活用について

大雪、暴風雪等が予想される場合には、特別警報の発表を待つことなく、住民一人ひとりが的確に安全確保の行動がとれるよう、気象情報、注意報及び警報を活用して早めの行動をとることの重要性について普及啓発活動を促進すること。

(4) 孤立のおそれがある地域における対策について

地方公共団体において、豪雪により孤立のおそれがある地域をあらかじめ把握し、当該地域の住民に対して、食料、水、燃料等の十分な備蓄を図るよう普及啓発を促進すること。

特に、別荘地等の住民登録をしていない者が多い地域については、地方公共団体において、日頃から当該地域が孤立のおそれがあることと併せて、孤立した場合の対応や市町村の連絡窓口の周知を図る等の対応が行われるよう普及啓発を促進すること。

3. 除雪作業中の事故防止に向けた住民に対する普及啓発・注意喚起

(1) 雪下ろし等除雪作業中の事故防止

昨冬期の雪による犠牲者のうち、雪下ろし等除雪作業中の死者が約7割と多いことを踏まえ、作業時の家族・近所への声かけ、複数人での作業の実施、携帯電話の携行、命綱・ヘルメットの正しい着用、はしごの固定、除雪道具の点検・手入れ、ガス設備の損傷事故及び除雪機への巻き込まれ事故の防止等の実践的な留意点について普及啓発・注意喚起を行うことにより、除雪作業中の安全対策の徹底を図ること。

(2) 高齢者の事故防止

昨冬期の雪による犠牲者のうち、65歳以上の高齢者の死者が7割強であることを踏まえ、支援の必要な高齢者宅の状況を市町村、消防機関、福祉関係機関等との連携による巡回等により把握し、必要に応じ消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力の下、事故を防止し、高齢者が無理をすることなく除雪する取組を促進すること。

4. 除雪体制等の整備

(1) 地域コミュニティの共助による雪処理活動（地域一斉雪下ろし等の推進）

自治会等が中心となり、地域住民等が日時を決めて一斉に生活道路や公共施設の除排雪を実施すること、組織的に、雪下ろしの困難な高齢者、障がい者世帯等の雪下ろしや敷地内の排雪を行うこと等が安全で円滑な雪処理を図る上で有効と考えられる。

このため、地域の実情に応じて、こうした地域コミュニティの共助による取組の普及啓発を促進するとともに、近隣同士の除雪作業時の見守りや声かけを行うことを奨励すること。

(2) 除雪ボランティアの受入れと安全確保対策

雪下ろし作業の困難な高齢者、障がい者等を支援し、除雪作業に必要な人材を確保するため、地方公共団体、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を促進し、受援体制の整備に努めること。

また、除雪ボランティアを受け入れるに当たっては、安全な除雪作業に関する事前学習、ボランティア保険への加入奨励、危険作業の回避、ヘルメット等の装備の徹底、ガス設備の損傷事故防止への注意徹底等の安全確保対策を十分に講じるよう普及啓発を促進すること。

(3) 広域連携による担い手確保及び情報交換等

雪処理の担い手が不足している地域や普段雪害が少ない地域において、当該地域の除雪機材、人員のみでは対応が困難な場合に備え、当該地域外の地方公共団体と災害時に相互協力をするための協定を締結・活用する等、地域の実情に応じて、広域連携による雪処理等の取組及び情報交換を促進し、降雪量に応じた速やかな応援・受援が行われるよう、体制の整備を促すこと。

(4) 道路の除雪体制の整備

大雪に備え、管理する道路について、他の道路管理者と連携し、あらかじめ除雪を優先する区間を設定するとともに、異常な降雪時における具体的な対応を確認するなど、除雪の初動体制について十分な対策を講じること。

また、地方公共団体が管理する道路においても同様の検討が行われるよう普及啓発を促進すること。

(5) 資機材の確保支援

異常な降雪等、地域の除排雪能力を超過するような大雪が発生した場合、当該地域外からの資機材の派遣、地方公共団体への除雪機械等の派遣による支援、建設機械等の除雪への活用を迅速に行える体制を整えること。

(6) 空き家等の対策

ア 平常時より、空き家等の除雪については所有者を特定し、当該所有者の責任において実施させる取組を促進すること。また、空き家等に係る除排雪に関する先進的な取組の普及を図ること。

イ 所有者が不明である等の理由で空き家等の除雪を行う必要がある場合には、以下の対応が可能であることを地方公共団体に対し周知すること。

(7) 災害対策基本法による対応

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合には、災害対策基本法第 62 条第 1 項に基づく災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置として、空き家に係る雪害対策を行うことができること。

この際、応急措置を実施するため必要であると認めるときであって、危険を防ぐための緊急避難措置として必要な場合に限り、災害対策基本法第 64 条第 1 項に基づき、市町村長の判断で除雪のために当該空き家等に立ち入ることができること。

(4) 災害救助法による対応

災害救助法が適用されている場合で、当該空き家等の倒壊等により隣接する住家に被害が発生し、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがある場合には、同法第4条第1項第10号に基づく障害物の除去として除雪を行うことができること。

(7) 雪捨場の確保

事前に雪捨場の確保と整備を図り、周知するとともに、大雪に備え、雪捨場面積の拡大等柔軟かつ迅速に対応できる体制をあらかじめ整えておくこと。

5. 雪崩等に対する警戒避難体制の確立

市町村が主体となって関係機関の協力の下に行う次のような取組を促すこと。

(1) 雪崩危険箇所等の把握及び周知

あらかじめ、関係機関と協議し、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の雪害事例等を勘案して、雪崩危険箇所等の把握に努め、関係機関を始め周辺住民、観光施設等の利用者等（以下「周辺住民等」という。）に対して周知すること。その際、要配慮者等に配慮すること。

防災気象情報等に留意するとともに、降積雪の状況等を的確に把握し、状況に応じて、雪崩危険箇所等を中心に警戒巡視を行うこと。

(2) 雪崩に関する普及啓発

表層雪崩は厳冬期に、全層雪崩は春先に発生しやすいこと、雪崩は滑落速度が速く、発生に気づいてから逃げるのが難しいこと等雪崩の特徴等について、周辺住民等に対して、広く普及啓発活動を促進すること。

(3) 遅滞のない避難勧告等の発令

ア 災害対策基本法第61条の2に基づき、市町村長は、必要であると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対して、避難勧告等について助言を求めることができると及び助言を求められた都道府県知事は、その所掌に関し必要な助言をすることを地方公共団体に対し周知すること。また、助言を求められた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その所掌事務に関し、必要な助言をすること。

イ 降積雪の状況、防災気象情報等の発表等の情報、過去の雪害事例等を勘案し、雪崩、家屋の倒壊等により、周辺住民等の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断したときは、関係機関と連携し、遅滞なく避難勧告等を行い、避難行動を促すこと。

(4) 効果的かつ確実な情報伝達

避難勧告等の伝達については、地域の実情に応じ、防災行政無線、緊急通報メール、マスメディアとの連携や広報車、コミュニティFM、インターネット（ホームページ、SNS等）等の多様な情報伝達手段の活用を促進する

こと。

6. 要配慮者及びその関連施設に対する平常時及び緊急時の適切な情報収集・除雪支援体制の整備

平常時より、高齢者等の要配慮者宅やその関連施設の状況を把握するため、市町村、消防機関、福祉関係機関等が連携して行う巡回等の取組を支援すること。また、透析患者等については、平時から把握し、豪雪により孤立した場合の対応を検討しておくこと。特に大雪、暴風雪等に備え、適切に情報の収集や提供を行い、除雪が困難又は危険な場合においては、必要に応じ消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検及び避難の際の輸送手段等の確保を促す等、警戒避難体制等の防災体制の整備を促進すること。

以上

